

審判見直し先送り

きよつ 独禁法改正法案

政府は27日、今国会に提出する「独占禁止法改正法案」を閣議決定する。

課徴金制度の見直しでは、入札談合などを主導した事業者の課徴金を割り増しとするほか、課徴金減免制度で同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認めるほか、減免申請者数を現行の3社から最大5社に拡大する。また、事業を承継した企業に対しても排除措置命令と課徴金納付命令を可能にする。ともに、排除措置命令などの除外期間を3年から5年に延長する。

不当な取引制限などの罪に処する懲役刑は、現行の「3年以下」から「5年以下」に引き上げる。このほか、企業結合規制の見直し、裁判所が公正取引委員会に損害額について意見を求めることを義務付けていた損害賠償請求訴訟での求償制度を見直し、裁判所が必要に応じて公取委の意見を求めることのできる制度に見直しとなることも盛り込まれている。

施行日は、公布日から1年以内の政令で定める日となる。現行審判制度の見直しについては、全面見直しを視野に2009年度中に検討する予定になっている。